

修正表

2026年1月9日

有斐閣

『スキマ民事訴訟』につきまして、誤字の訂正を含め、下記のとおりに修正いたします。

6頁 下から11行目

「各都道府県の労働局」 → 「各都道府県に労働局」

21頁 「3 自庁処理」第2段落 1行目

「法令上の根拠があります、」

→ 「法令上の根拠があり、それに準じた取扱いがされています。」

同 最終行

「節約になるからです。」の後に、次の一文を挿入

「これらは管轄を異にする場合の取扱いを規定するものですが、同一管轄権内部の本庁・支部間でも同様に扱われています。」

45頁 下から5行目

「係属する」 → 「配付される」

47頁 4行目

「却下されるとき」 → 「却下されたとき」

60頁 下から4行目

「ウェブ会議の方法（映像および音声の送受信により同時に通話することができる方法）」

→ 「（民訴170条3項）、電話会議の方法による和解期日における和解」

99頁 「5 令和4年改正による……メモ的記載の位置づけ」 8行目

「従前の口頭弁論調書」 → 「従前の口頭弁論期日調書」

100頁 14行目

「「書記官事務のファーストステップマニュアル」」

→ 「「審理充実・促進事務へのファーストステップマニュアル」」

118頁 下から2行目

「適示」 → 「摘示」

122 頁「3 当事者の死亡と裁判所の対応」 2 行目

「通例です。」の後に、次の一文を挿入

「また、実体に合わせるために、相続を原因とする請求の原因（事案に応じて請求の趣旨も）変更が求められます（訴えの交換的変更）。」

123 頁 17 行目

「私は、控訴を、」 → 「私は、受継申立てと控訴を、」

189 頁 9 行目

「理解されています。」の後に、次の文章を挿入

「令和 4 年改正民訴法では、このような実務を受容して、送付された文書については、民訴法 132 条の 13 の適用を排除することによって（民訴 227 条 2 項）、電磁的訴訟記録のファイルには記録されないことが明示されました。なお、」

234 頁「〔Column〕 控訴審での第 1 審の口頭弁論の結果陳述」第 3 段落 2 行目

269 頁 下から 2 行目

270 頁 下から 12 行目

「適示」 → 「摘示」